



鳥取県公報

令和元年 11 月 19 日 (火)
号外第 56 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則	
	(18) (子ども発達支援課)	3
	鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
	(19) (子育て王国課)	8
	鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
	(20) (〃)	9

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関への入所措置等に要する費用の徴収額を決定するための基準を改める。

2 規則の概要

- (1) 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関への入所措置等に要する費用の徴収額を決定するための基準を所得税額から市町村民税の所得割額に改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 保育所の用に供する建築物について、3階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設ける場合には耐火建築物とするものとする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 幼保連携型認定こども園の用に供する建築物が耐火建築物である場合には、3階以上に乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所を設けることができるものとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第18号

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 <u>この規則において「市町村民税の均等割額」とは、被措置者等又は扶養義務者の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額（同法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあつては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては当該減免前の額とする。）をいう。</u></p> <p>8 この規則において「市町村民税の所得割額」とは、被措置者等又は扶養義務者の地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額（同法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあつては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては当該減免前の額とする。）をいう。</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 この規則において「市町村民税の所得割額」とは、被措置者等又は扶養義務者の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額（同法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあつては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては当該減免前の額とする。）をいう。</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>												
<p>(措置費等の徴収)</p> <p>第3条 知事、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が県支弁月額を超えるときは、当該県支弁月額）を徴収するものとする。ただし、県支弁月額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。</p>	<p>(措置費等の徴収)</p> <p>第3条 知事、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が県支弁月額を超えるときは、当該県支弁月額）を徴収するものとする。ただし、県支弁月額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。</p>												
<table border="1"> <tr><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td>3</td> <td>児童福祉法</td> <td>被措置者等又は扶別表第3の第</td> </tr> </table>	略			3	児童福祉法	被措置者等又は扶別表第3の第	<table border="1"> <tr><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td>3</td> <td>児童福祉法</td> <td>被措置者等又は扶別表第3の第</td> </tr> </table>	略			3	児童福祉法	被措置者等又は扶別表第3の第
略													
3	児童福祉法	被措置者等又は扶別表第3の第											
略													
3	児童福祉法	被措置者等又は扶別表第3の第											

第23条第1項 の母子保護の 実施又は同法 第27条第1項 第3号の措置 (<u>障害児入所 施設及び国の 設置する児童 福祉施設への 入所を除く。</u>)	養義務者（その全 員が保護等を受け ている場合の当該 被措置者等又は扶 養義務者を除く。）	1欄及び第2 欄に掲げる区 分に応じ、同 表の第3欄に 定める額	第23条第1項 の母子保護の 実施又は同法 第27条第1項 第3号若しく は第2項の措 置（国の設置 する児童福祉 施設への入所 を除く。）	養義務者（その全 員が保護等を受け ている場合の当該 被措置者等又は扶 養義務者を除く。）	1欄及び第2 欄に掲げる区 分に応じ、同 表の第3欄に 定める額
4 児童福祉法 第27条第1項 第3号の措置 (<u>障害児入所 施設への入所 に限り、国の 設置する障害 児入所施設へ の入所を除く。</u>)又は同 条第2項の措 置	被措置者等又は扶 養義務者（その全 員が保護等を受け ている場合の当該 被措置者等又は扶 養義務者を除く。）	別表第4の第 1欄及び第2 欄に掲げる区 分に応じ、同 表の第3欄に 定める額			
5 母子保健法 第20条第1項 の措置	被措置者等又は扶 養義務者（そのい ずれかが保護等 を受けている場合 の当該被措置者等 又は扶養義務者を 除く。）	別表第5の第 1欄及び第2 欄に掲げる区 分に応じ、同 表の第3欄に 定める額	4 母子保健法 第20条第1項 の措置	被措置者等又は扶 養義務者（そのい ずれかが保護等 を受けている場合 の当該被措置者等 又は扶養義務者を 除く。）	別表第4の第 1欄及び第2 欄に掲げる区 分に応じ、同 表の第3欄に 定める額

別表第3（第3条関係） 略

別表第3（第3条関係） 略

別表第4（第3条関係）

1 被措置者等 及び扶養義務 者の全員に基 準年度の分の 市町村民税が 課税されてい ない場合		2,200円
2 被措置者等 及び扶養義務 者の全員に基 準年度の分の		4,500円

市町村民税の所得割額がない場合（1に該当する場合を除く。）		
3 被措置者等又は扶養義務者のいずれかに基準年度の分の市町村民税の所得割額がある場合	(1) 当該市町村民税の所得割額の合算額が12,000円以下のとき。	6,600円
	(2) 当該市町村民税の所得割額の合算額が12,001円以上30,000円以下のとき。	9,000円
	(3) 当該市町村民税の所得割額の合算額が30,001円以上60,000円以下のとき。	13,500円
	(4) 当該市町村民税の所得割額の合算額が60,001円以上96,000円以下のとき。	18,700円
	(5) 当該市町村民税の所得割額の合算額が96,001円以上189,000円以下のとき。	29,000円
	(6) 当該市町村民税の所得割額の合算額が189,001円以上277,000円以下のとき。	41,200円
	(7) 当該市町村民税の所得割額の合算額が277,001円以上348,000円以下のとき。	54,200円
	(8) 当該市町村民税の所得割額の合算額が348,001円以上465,000円以下のとき。	68,700円
	(9) 当該市町村民	85,000円

税の所得割額の合算額が465,001円以上594,000円以下のとき。	
(10) 当該市町村民税の所得割額の合算額が594,001円以上716,000円以下のとき。	102,900円
(11) 当該市町村民税の所得割額の合算額が716,001円以上864,000円以下のとき。	122,500円
(12) 当該市町村民税の所得割額の合算額が864,001円以上1,056,000円以下のとき。	143,800円
(13) 当該市町村民税の所得割額の合算額が1,056,001円以上1,238,000円以下のとき。	166,600円
(14) 当該市町村民税の所得割額の合算額が1,238,001円以上1,439,000円以下のとき。	191,200円
(15) 当該市町村民税の所得割額の合算額が1,439,001円以上のとき。	県支弁月額

別表第5（第3条関係） 略

附 則

1・2 略

3 当分の間、第3条第1項の表第4号に掲げる措置に要する費用を徴収する場合においては、別表第4中「2,200円」とあるのは「1,100円」と、「4,500円」とあるのは「3,300円」と、「6,600円」とあるのは「6,600円（被措置者等及び扶養義務者の市町村民税の所得割額の合算額が5,000円以下である場合にあっては、4,700円）」と読み替えて、同表の

別表第4（第3条関係） 略

附 則

1・2 略

規定を適用する。	
----------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設入所措置等に要する費用の徴収について適用する。

(経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に施設入所措置等を受けている者の改正後の規則の規定による当該施設入所措置等に要する費用の徴収額が改正前の鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の規定による当該施設入所措置等に要する費用の徴収額を超えることとなる場合における当該施設入所措置等に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第19号

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 4（第 6 条関係）		別表第 4（第 6 条関係）	
項目	基準	項目	基準
略		略	
設備	1 略 2 保育室等を 2 階に設ける建物は次の(1)から(3)までの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) <u>耐火建築物</u> （建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は <u>準耐火建築物</u> （同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい、 <u>同号ロ</u> に該当するものを除く。）（保育室等を 3 階以上に設ける建物にあっては、 <u>耐火建築物</u> ）であること。 (2)～(6) 略 3・4 略	設備	1 略 2 保育室等を 2 階に設ける建物は次の(1)から(3)までの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次の <u>(2)から(6)までの要件</u> に該当するものであること。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（ <u>同号ロ</u> に該当するものを除く。）であること。 (2)～(6) 略 3・4 略
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第20号

鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県認定こども園に関する条例施行規則（平成26年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(既存施設の特例)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 既存施設を用いる幼保連携型認定こども園に適用される条例別表第2設備の項第4号、第6号及び第7号並びに別表第2設備の項第6号に定める基準は、これらの規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 幼稚園（適正な運営が確保されていたと認められるものに限る。次項において同じ。）として用いられていた既存施設にあっては、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 別表第2設備の項第5号の規定にかかわらず、子どもの待避に必要な設備を設ける耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。<u>以下同じ。</u>）である場合は乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）を2階に設け、鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第26号）別表第4設備の項第2号に掲げる要件の<u>全て</u>に該当する場合は保育室等を3階以上に設けることができること。この場合において、3階以上に設ける保育室等は、原則として、満3歳未満の子どもの保育のために用いること。</p> <p>(2) 保育所（適正な運営が確保されていたと認められるものに限る。次項において同じ。）として用いられていた既存施設にあっては、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 別表第2設備の項第5号の規定にかかわらず、鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則別表第4設備の項第2号(1)から(3)までの要件に該当する場合は保育室等を2階に設け、<u>同号</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(既存施設の特例)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 既存施設を用いる幼保連携型認定こども園に適用される条例別表第2設備の項第4号、第6号及び第7号並びに別表第2設備の項第6号に定める基準は、これらの規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 幼稚園（適正な運営が確保されていたと認められるものに限る。次項において同じ。）として用いられていた既存施設にあっては、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 別表第2設備の項第5号の規定にかかわらず、子どもの待避に必要な設備を設ける耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）である場合は乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）を2階に設け、鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第26号）別表第4設備の項第2号(2)から(6)までの要件に該当する場合は保育室等を3階以上に設けることができること。この場合において、3階以上に設ける保育室等は、原則として、満3歳未満の子どもの保育のために用いること。</p> <p>(2) 保育所（適正な運営が確保されていたと認められるものに限る。次項において同じ。）として用いられていた既存施設にあっては、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 別表第2設備の項第5号の規定にかかわらず、鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則別表第4設備の項第2号(1)から(3)までの要件に該当する場合は保育室等を2階に設け、<u>同号</u></p>

掲げる要件の全てに該当する場合は保育室等を 3 階以上に設けることができること。この場合において、3 階以上に設ける保育室等は、原則として、満 3 歳未満の子どもの保育のために用いること。

(2)から(6)までの要件に該当する場合は保育室等を 3 階以上に設けることができること。この場合において、3 階以上に設ける保育室等は、原則として、満 3 歳未満の子どもの保育のために用いること。

3 略

3 略

別表第 2 (第 3 条関係)

項目	基準
略	
設備	1～5 略 6 前号の規定にかかわらず、 <u>建物が耐火建築物であつて、かつ、鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則別表第 4 設備の項第 2 号(2)及び(3)の要件に該当する場合は保育室等を 2 階に設け、同号に掲げる要件の全てに該当する場合は保育室等を 3 階以上に設けることができること。この場合において、3 階以上に設ける保育室等は、原則として、満 3 歳未満の子どもの保育のために用いること。</u> 7～14 略
略	

別表第 2 (第 3 条関係)

項目	基準
略	
設備	1～5 略 6 前号の規定にかかわらず、鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則別表第 4 設備の項第 2 号(1)から(3)までの要件に該当する場合は保育室等を 2 階に設け、 <u>同号(2)から(6)までの要件に該当する場合は保育室等を 3 階以上に設けることができること。この場合において、3 階以上に設ける保育室等は、原則として、満 3 歳未満の子どもの保育のために用いること。</u> 7～14 略
略	

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）附則第 3 条第 2 項に規定するみなし幼保連携型認定こども園については、当分の間、改正後の鳥取県認定こども園に関する条例施行規則別表第 2 設備の項第 6 号の規定を適用せず、なお従前の例による。ただし、この規則の施行の日以後に、園舎を建て替え、又は保育室等を 2 階若しくは 3 階に新たに設けた場合は、この限りでない。